

仕 様 書

1 契約件名

防災管理点検業務

2 防災管理対象物

所在地 東京都府中市朝日町三丁目 1 2 番地の 1

名 称 警察大学校

用 途 研修所 寄宿舍（寮棟）

管理者 1 権原者

3 履行（報告書提出）期限

令和 7 年10月31日（金）

4 点検業務

(1) 点検対象施設一覧

別紙 1 のとおり

(2) 点検内容

消防法及び同法施行規則第51条14に定める点検基準に適合しているかについて、
別紙 2 点検要領（東京消防庁ホームページ掲載）に基づき点検を実施すること。

(3) 点検実施期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 8 月 3 1 日の間で実施すること

(4) 点検実施時間

平日の午前 8 時30分から午後 5 時15分までを基準とする。

ただし、あらかじめ警察大学校の指定する職員（以下「管理者」という。）の承認を受けた場合はこの限りではない。

5 一般的事項

- (1) 本業務は、消防法第36条第 1 項において準用する第 8 条の 2 の 2（防災管理点検及び報告）に規定する防災管理点検を目的としており、本仕様書に明記されていない事項であっても、上記目的達成に必要な細部の事項については、管理者と協議の上、実施すること。
- (2) 本仕様書は、業務の大要を示すものであり、具体的な事項については、関係法令に定める技術基準等を励行する義務を負うものとする。
- (3) 点検の実施時期及び細部の事項に当たっては、管理者とあらかじめ打合せを行い、警察大学校の業務等に支障のないように留意すること。
- (4) 設計図書及び写真等を本役務に使用する以外の目的で、第三者に使用させてはならない。また、その内容を漏えいしてはならない。
- (5) 本業務の履行に当たり警察大学校から貸与された図面等は、履行完了後に管理者に返納するものとする。

6 報告書の提出

消防法施行規則第51条の12項において準用する第4条の2第3項の規定による別記様式第1及び別記様式第2（防災管理点検結果報告書及び防災管理点検票等）により、正副2部を製本し、管理者に提出すること

7 その他

- (1) 本業務のために校内に入門する関係者は、警察大学校の諸規則に従って行動するものとし、指定された場所以外にみだりに立入りしてはならない。
- (2) 事故、災害等の緊急事態が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、至急、管理者に報告すること。
- (3) 本業務中に発見した不具合については、その都度、速やかに管理者に連絡するとともに、報告書を提出すること。
- (4) 本業務の履行に際しては、他の工作物等に損害を与えないように作業するものとし、損害を与えた場合には、速やかに管理者に報告し、請負者の負担において復旧するものとする。
また、第三者等に負担を与えた場合には、速やかに管理者に報告し、請負者の責任において補償するものとする。
- (5) 本仕様につき、疑義が生じた場合は、その都度、警察大学校と協議を行うこと。

防災管理点検対象施設

番号	建物名称	構造	規模	建築面積	延床面積
1	本館	S R C 造	地下 1 F、地上 7 F	5427.34㎡	30733.92
2	国際捜査研修所	R C 造	地上 5 F、塔屋 1 F	1708.14㎡	4436.97㎡
3	図書館	R C 造	地下 1 F、地上 1 F	933.42㎡	1473.48㎡
4	第一講堂	R C 造 + S 造	地下 1 F、地上 1 F、塔屋 1 F	1524.45㎡	1861.75㎡
5	術科棟	R C 造 + S 造	地下 1 F、地上 4 F	2489.01㎡	8309.88㎡
6	学生寮（致遠寮）	S R C 造	地下 1 F、地上 1 3 F、塔屋 1 F	4736.29㎡	42426.40㎡
7	第一模擬家屋	R C 造	地上 4 F	106.65㎡	401.85㎡
8	第二模擬家屋	木造	地上 2 F	54.27㎡	86.80㎡
9	正面警備詰所	R C 造	地上 1 F	29.16㎡	29.16㎡
10	東門警備詰所	R C 造	地上 1 F	16.20㎡	16.20㎡
11	バス用車庫	S 造	地上 1 F	110.50㎡	102.00㎡
12	車庫	S 造	地上 1 F	197.80㎡	178.00㎡
13	屋外体育用倉庫	R C 造	地上 1 F	33.00㎡	33.00㎡
14	本館ゴミ置場	R C 造	地上 1 F	16.12㎡	16.12㎡
15	北寮ゴミ置場	R C 造	地上 1 F	16.12㎡	16.12㎡
16	南寮ゴミ置場	R C 造	地上 1 F	16.12㎡	16.12㎡
17	渡り廊下	S 造	地上 1 F	344.36㎡	0.00㎡
18	本館駐輪場	S 造	地上 1 F	27.00㎡	27.00㎡
19	学生寮駐輪場	S 造	地上 1 F	27.00㎡	27.00㎡
20	P C B 置場	R C 造	地上 1 F	78.02㎡	78.02㎡
21	共同溝	R C 造	地下 1 F	—	—
22	庇	S 造	地上 1 F	84.00㎡	0.00㎡
23	広場デッキ	S 造	地上 1 F	286.06㎡	0.00㎡
合 計				18261.03㎡	90269.79㎡

点検要領

点検要領は次のとおりとする。この要領において、令は消防法施行令を、規則は消防法施行規則をそれぞれいうものとする。

第1 一般的留意事項

- 1 点検に際しては、原則として防災管理者等の関係者（以下「立会者」という。）の立会いを求めること。
- 2 各点検項目において、点検時の判定が否の状態であっても、点検実施中に改善して判定が適の状態となったものについては、改善内容を点検票（その2）の「状況及び措置内容」の欄に記入するとともに判定を適とすることができること。
- 3 点検の際、判定の適否と関係のない事項であっても、防災管理上問題のある事項については、立会者にその事項及び改善方法について助言するとともに、その旨を点検票（その1）の「備考」の欄に記入すること。
その他の「備考」の欄には、点検を実施した際に気が付いた防災管理上の所見、防災管理維持台帳の編冊状況等について記入すること。
- 4 「備考」又は「状況及び措置内容」欄に記入しきれない場合は、その内容を別紙に記入し添付すること。
- 5 点検する防災管理対象物が令第2条を適用されているか必要に応じ確認すること。

第2 消防計画

- 1 留意事項
 - (1) 点検項目のうち、消防計画に定められた項目を、次の「2 点検方法等」における消防計画に係る点検項目の内容に照らして点検すること。
 - (2) 防災管理維持台帳により消防計画における点検等の状況について確認すること。
 - (3) 消防計画の内容が防災管理対象物の実態に適合していないと認められる場合は、立会者に計画の変更を助言するとともに、その内容を点検票（その2）の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
 - (4) 「地震防災対策強化地域に所在する防災管理対象物」の項目については、当該防火対象物が地震防災対策強化地域に所在しない場合には対象外であること。
- 2 点検方法等

点検項目		点検方法	判定方法
届出	防災管理者選任（解任） （規則第51条の14第1項第1号）	1 防災管理者の選任（解任）の状況を防災管理者選任（解任）届出書の写しにより確認すること。 2 届出されている防災管理者が人事異動等により異動していないか、関係のある者の聴取及び従業員名簿等により確認すること。	1 当該防火対象物の防災管理者として必要な資格を有している者が選任されていること。 2 選任された防災管理者が現に存すること。 3 防災管理者選任（解任）届出書が出されていること。 4 防災管理者を変更した場合に、防災管理者選任（解任）届出書が出されていること。
	消防計画作成（変更） （規則第51条の14第1項第1号）	消防計画の作成（変更）の状況を、消防計画作成（変更）届出書の写しにより確認すること。	1 消防計画が作成されていること。 2 消防計画作成（変更）届出書が出されていること。 3 消防計画に定められた事項を変更した場合に、消防計画作成（変更）届出書が出されていること。

点検項目		点検方法	判定方法
届出	自衛消防組織の設置 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 2 号)	自衛消防組織の設置状況を、自衛消防組織設置(変更)届出書の写しにより確認すること。	1 自衛消防組織が設置されていること。 2 自衛消防組織設置(変更)届出書が出されていること。 3 自衛消防組織設置を変更した場合に、自衛消防組織設置(変更)届出書が出されていること。 4 自衛消防組織設置(変更)届出書に記載された統括管理者が現に存すること。 5 統括管理者が必要な資格を有していること。 6 自衛消防組織設置(変更)届出書に記載された資機材が現に存すること。
	自衛消防の組織 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 項第 1 号)	1 自衛消防の組織に係る事項について、消防計画に定められた内容を確認すること。 2 自衛消防の組織の編成員(自衛消防の組織を編成する者をいう。以下同じ。)が防災管理対象物に勤務し、又は居住していることを確認すること。 3 自衛消防の組織の編成員の聴取により、任務分担等の把握の状況について確認すること。 4 消防計画に定められた自衛消防の組織に係る事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認すること。	1 自衛消防の組織の任務分担及び指揮命令系統が、編成員に把握されていること。 2 自衛消防の組織の編成員が現に存すること。
	避難施設の維持管理及びその案内 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 項第 2 号)	1 消防計画に定められた避難施設の維持管理及びその案内に係る事項について確認すること。 2 防災管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、避難施設の維持管理に関する実施の状況について確認すること。 3 避難経路の案内が掲示されている場合は、適切に掲示されているか確認すること。 4 避難施設の管理の状態を目視により確認すること。 5 消防計画に定められた避難施設の維持管理及びその案内に係る事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認すること。	1 消防計画に定められたところにより、避難施設の維持管理が実施されていること。 2 消防計画に定められた案内に関する事項が、関係のある者に把握されていること。
消防計画	収容人員の適正化 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 項第 3 号)	1 消防計画に定められた定員の遵守その他収容人員の適正化に係る事項について確認すること。 2 防災管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、定員の遵守その他収容人員の適正化の実施状況について確認すること。 3 消防計画に定められた定員の遵守その他収容人員の適正化に係る事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められたところにより、定員その他収容人員が適正に管理されていること。

点検項目		点検方法	判定方法
消防計画	防災管理上必要な教育 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 項第 4 号)	1 消防計画に定められた防災管理上必要な教育に係る事項について確認すること。 2 防災管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、防災管理上必要な教育の実施状況について確認すること。 3 関係のある者の聴取により、教育内容の把握の状況について確認すること。 4 消防計画に定められた防災管理上必要な教育に係る事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められたところにより、教育が実施されていること。
	避難訓練その他必要な訓練 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 項第 5 号)	1 消防計画に定められた避難の訓練その他防災管理上必要な訓練に係る事項について確認すること。 2 防災管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施の状況について確認すること。 3 消防計画に定められた避難訓練その他防災管理上必要な訓練に係る事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められたところにより、避難の訓練その他防災管理上必要な訓練が実施されていること。
	関係機関との連絡 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 項第 6 号)	1 消防計画に定められた関係機関との連絡に係る事項について確認すること。 2 関係のある者の聴取により、関係機関との連絡の把握の状況について確認すること。 3 消防計画に定められた関係機関との連絡に係る事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められたところにより、関係機関との連絡がされており、かつ、連絡を行うことが、各担当者に把握されていること。
	訓練結果の検証及び消防計画の見直し (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 項第 7 号)	1 消防計画に定められた避難訓練その他防災管理上必要な訓練の結果を踏まえた消防計画の検証及び当該検証結果に基づく当該消防計画の見直しに係る事項について確認すること。 2 防災管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、避難訓練その他防災管理上必要な訓練の結果を踏まえた消防計画の検証及び当該検証結果に基づく当該消防計画の見直しの実施の状況について確認すること。	消防計画に定められた避難訓練その他防災管理上必要な訓練の結果を踏まえた消防計画の検証及び当該検証結果に基づく当該消防計画の見直しに係る事項が実施されていること。
	防災管理に関し必要な事項 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 項第 8 号)	1 防災管理に関し必要な事項として消防計画に定められている場合、当該定められた事項について確認すること。 2 関係のある者の聴取により、防災管理に関し必要な事項として定められた事項の実施について確認すること。 3 消防計画に定められた防災管理に関し必要な事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められた防災管理に関し必要な事項が実施されていること。

点検項目		点検方法	判定方法
消防計画	地震発生時の被害想定及び対策 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 第 2 項第 1 号)	1 消防計画に定められた地震発生時の被害想定及び当該想定される被害対策に係る事項について確認すること。 2 消防計画に定められた地震発生時の被害想定及び当該想定される被害対策に係る事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められた地震発生時の被害想定が実施されており、その結果、当該想定される被害対策に係る事項が実施されていること。
	地震対策のための自主検査 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 第 2 項第 2 号)	1 消防計画に定められた地震による被害の軽減のための自主検査に係る事項について確認すること。 2 防災管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、地震による被害の軽減のための自主検査の実施の状況について確認すること。 3 自主検査の箇所の確認について目視により確認すること。 4 消防計画に定められた地震による被害の軽減のための自主検査に係る事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められたところにより、地震による被害の軽減のための自主検査の実施事項に係る検査が実施されており、その結果、不備があった場合に必要な措置が実施されていること。
	地震対策のための設備及び資機材の点検並びに整備 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 第 2 項第 3 号)	1 消防計画に定められた地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備に係る事項について確認すること。 2 防災管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備について確認すること。 3 地震による被害の軽減のために必要な整備及び資機材の点検並びに整備の箇所の状況について目視により確認すること。 4 消防計画に定められた地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備に係る事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められたところにより、地震による被害の軽減のために必要な整備及び資機材の点検並びに整備が実施されており、その結果、不備があった場合に、必要な措置が実施されていること。
	備品の落下、転倒及び移動の防止措置 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 第 2 項第 4 号)	1 消防計画に定められた家具、じゅう器その他の物品（以下、備品とする。）の落下、転倒及び移動の防止措置に係る事項について確認すること。 2 防災管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、備品の落下、転倒及び移動の防止措置について確認する。 3 消防計画に定められた備品の落下、転倒及び移動の防止措置の状況について、目視により確認すること。 4 消防計画に定められた備品の落下、転倒及び移動の防止措置が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められたところにより備品の落下、転倒及び移動の防止措置が実施されていること。

点検項目		点検方法	判定方法
消防計画	地震発生時の応急措置 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 第 2 項第 5 号)	1 消防計画に定められた地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置に係る事項について確認すること。 2 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置を担当する従業員等の聴取により、地震発生時の応急措置の把握の状況について確認すること。 3 消防計画に定められた地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置に係る事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められた地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置が、応急措置を担当する従業員等に把握されていること。
	地震対策に関し必要な事項 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 第 2 項第 6 号)	1 地震による被害の軽減に関し必要な事項として消防計画に定められている場合、当該定められた事項について確認すること。 2 関係のある者の聴取により、地震による被害の軽減に関し必要な事項として消防計画に定められた事項の実施状況について確認すること。 3 消防計画に定められた地震による被害の軽減に関し必要な事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められた地震による被害の軽減に関し必要な事項が実施されていること。
	特殊な災害の発生時の通報連絡及び避難誘導 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 第 3 項第 1 号)	1 消防計画に定められた特殊な災害発生時の通報連絡及び避難誘導に係る事項について確認すること。 2 特殊な災害発生時の通報連絡及び避難誘導を担当する従業員等の聴取により、消防計画に定められた任務分担の把握の状況について確認すること。 3 消防計画に定められた特殊な災害の発生時の通報連絡及び避難誘導に係る事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められた特殊な災害の発生時の通報連絡及び避難誘導に係る事項における任務分担が各担当者に把握されていること。
	特殊な災害の対策に関し必要な事項 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 第 3 項第 2 号)	1 特殊な災害による被害の軽減に関し必要な事項として消防計画に定められている場合、当該定められた事項について確認すること。 2 関係のある者の聴取により、特殊な災害の対策に関し必要な事項として定められた事項の状況について確認すること。 3 消防計画に定められた特殊な災害による被害の軽減に関し必要な事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められた特殊な災害による被害の軽減に関し必要な事項が実施されていること。

点検項目		点検方法	判定方法
消防計画	活動要領 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 第 4 項第 1 号)	1 消防計画に定められた関係機関への通報、避難誘導その他の火災以外の災害の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に係る事項について確認すること。 2 自衛消防組織の編成員の聴取により、消防計画に定められた関係機関への通報、避難誘導その他の火災以外の災害の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領の把握状況について確認すること。 3 消防計画に定められた関係機関への通報、避難誘導その他の火災以外の災害の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められた関係機関への通報、避難誘導その他の火災以外の災害の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に係る事項が自衛消防組織の編成員に把握されていること。
	要員の教育及び訓練 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 第 4 項第 2 号)	1 消防計画に定められた自衛消防組織の編成員の教育及び訓練に係る事項について確認すること。 2 防災管理維持台帳及び関係のある者の聴取により自衛消防組織の編成員の教育及び訓練の状況について確認すること。 3 消防計画に定められた自衛消防組織の編成員の教育及び訓練に係る事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認すること。	1 消防計画に定められたところにより、自衛消防組織の編成員の教育及び訓練が実施されていること。 2 統括管理者の直近下位の内部組織の班長が、自衛消防業務に関する講習の修了等必要な教育を受けていること。
	業務に関し必要な事項 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 第 4 項第 3 号)	1 自衛消防組織の業務に関し必要な事項として消防計画に定められた事項について確認すること。 2 関係のある者の聴取により、自衛消防組織の業務に関し必要な事項として定められた事項の実施の状況について確認すること。 3 消防計画に定められた自衛消防組織の業務に関し必要な事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認すること。	消防計画に定められた自衛消防組織の業務に関し必要な事項が実施されていること。

点検項目		点検方法	判定方法	
消防計画	共同自衛消防組織	協議会の設置及び運営 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、告示第 22 号第 1 第 5 項第 1 号)	1 消防計画に定められた共同して設置した自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に係る事項について確認すること。 2 関係のある者の聴取により、協議会の設置及び運営の状況について確認すること。	消防計画に定められた共同して設置した自衛消防組織における協議会の設置及び運営に係る事項が実施されていること。
		統括管理者の選任 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 第 5 項第 2 号)	1 消防計画に定められた共同して設置した自衛消防組織の統括管理者の選任に係る事項について確認すること。 2 防災管理維持台帳及び統括管理者の聴取により、統括管理者の選任状況について確認すること。	共同して設置した自衛消防組織における統括管理者が消防計画に定められた共同して設置した自衛消防組織の統括管理者の選任に係る事項に基づき選任されていること。
		業務を行う範囲 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 第 5 項第 3 号)	1 消防計画に定められた共同して設置した自衛消防組織における業務を行う範囲に係る事項について確認すること。 2 管理権原者・統括管理者の聴取により共同して設置した自衛消防組織における業務を行う範囲の把握の状況について確認すること。 3 消防計画に定められた共同して設置した自衛消防組織において業務を行う範囲が実態に適合しているか確認すること。	防災管理対象物の共同して設置した自衛消防組織において業務を行う範囲が消防計画に定められ、管理権原者及び統括管理者に把握されていること。
		運営に関し必要な事項 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 第 5 項第 4 号)	1 共同して設置した自衛消防組織の運営に関し必要な事項が消防計画に定められている場合には、当該定められている事項について確認すること。 2 防災管理者及び統括管理者の聴取により、共同して設置した自衛消防組織の運営に関し必要な事項の実施状況について確認すること。	消防計画に定められた共同して設置した自衛消防組織の運営に関し必要な事項が実施されていること。

点検項目		点検方法	判定方法
消防計画	防災管理業務の一部委託 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 第 6 項)	1 消防計画に定められた防災管理上必要な業務の一部委託に係る事項について確認すること。 2 防災管理上必要な業務の受託者の氏名、住所、任務、分担、指揮命令系統について確認すること。 3 関係のある者の聴取により、防災管理上必要な業務の範囲及び方法の把握の状況について確認すること。 4 防災管理業務に従事している者の聴取により、「防災管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会について」(平成 21 年消防予第 36 号)に基づき、当該従事者の属する法人等(防災管理業務の一部を受託する法人等)が教育担当者を定め防災管理業務に従事する従業員に防災管理に関する教育を組織的、計画的に行っているか確認すること。	1 消防計画に定められた防災管理上必要な業務の一部の受託者の氏名及び住所(法人の場合、名称及び主たる事務所の所在地)並びにその業務の範囲及び方法が実態に適合していること。 2 防災管理上必要な業務の一部の受託者が、自衛消防の組織に組み込まれている場合には、自衛消防の組織における任務分担、指揮命令系統が当該受託者に把握されていること。
	権原の範囲 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 第 7 項)	1 消防計画に定められた防災管理対象物の管理権原の範囲に係る事項について確認すること。(管理について権原の分かれているものに限る。) 2 管理権原者又は防災管理者の聴取により、当該管理権原の範囲について確認すること。	1 消防計画に定められた防災管理対象物の管理権原者の範囲が実態に適合していること。(管理について権原の分かれているものに限る。) 2 防災管理対象物の管理権原の範囲が管理権原者又は防災管理者に把握されていること。
	避難訓練の実施回数 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 第 9 項)	防災管理維持台帳及び防災管理者その他の関係のある者の聴取により、避難の訓練の実施の状況について確認すること。	防災管理者が消防計画に基づき、避難の訓練を年 1 回以上実施していること。
	避難訓練を実施する場合の消防機関への通報 (規則第 51 条の 14 第 1 項第 3 号、平成 20 年消防庁告示第 22 号第 1 第 9 項)	防災管理維持台帳及び防災管理者その他の関係のある者の聴取により、避難の訓練を実施する場合、事前に消防機関に通報を行っていることを確認すること。	防災管理者は、少なくとも年 1 回の避難の訓練を実施する場合に、事前に消防機関に通報していること。
防災管理者			

第3 統括防災管理者等

1 一般的留意事項

- (1) 統括防災管理者選任（解任）届出及び全体についての消防計画作成（変更）届出に定められた内容に照らして点検すること。
- (2) 統括防災管理者選任（解任）届出及び全体についての消防計画作成（変更）届出の実態に適合していないと認められる場合は、立会者に計画の変更について助言するとともにその内容を「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
- (3) 全体についての消防計画作成（変更）届出に定められた事項の実施の状況について「状況及び措置内容」の欄に記入すること。

2 点検方法等

点検項目		点検方法	判定方法
全体についての消防計画	作成（規則第 51 条の 14 第 1 項第 4 号）	全体についての消防計画作成（変更）届出書の写しにより確認すること。	1 次に掲げる事項について、全体についての消防計画を作成していること。 (1) 防災管理対象物の管理について権原を有する者の当該権原の範囲に関すること。 (2) 防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務の一部が当該防災管理対象物の関係者及び関係者に雇用されている者（当該防災管理対象物の部分の関係者及び関係者雇用されている者を含む。）以外の者に委託されている防災管理対象物にあっては、当該防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所並びに当該受託者の行う防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務の範囲及び方法に関すること。 (3) 防災管理対象物の全体についての消防計画に基づく避難の訓練その他防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。 (4) 廊下、階段、避難口その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。 (5) 地震その他の災害が発生した場合における通報連絡及び避難誘導に関すること。 (6) 地震その他の災害が発生した場合における消防隊に対する当該防災管理対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。 (7) (1)から(6)に掲げるもののほか防災管理対象物の全体についての防災管理に関し必要な事項 2 防災管理対象物の全体についての消防計画に定められた事項に変更が生じた場合に、防災管理対象物の全体についての消防計画を変更していること。

点検項目		点検方法	判定方法
届出	統括防災管理者選任（解任）（規則第4条の2）	1 統括防災管理者選任（解任）届出書の写しにより確認すること。 2 届出されている統括防災管理者が人事異動等により異動していないか、関係のある者の聴取及び従業員名簿等により確認すること。	1 統括防災管理者として必要な資格を有している者が選任されていること。 2 選任された統括防災管理者が現に存すること。 3 統括防災管理者選任（解任）届出書が出されていること。 4 統括防災管理者を変更した場合に、統括防災管理者選任（解任）届出書が出されていること。
	全体についての消防計画作成（変更）（規則第4条）	全体についての消防計画作成（変更）届出書の写しにより確認すること。	1 全体についての消防計画が作成されていること。 2 全体についての消防計画作成（変更）届出書が出されていること。 3 全体についての消防計画に定められた事項を変更した場合に、全体についての消防計画作成（変更）届出書が出されていること。

第4 避難上必要な施設及び防火戸

点検項目	点検方法	判定方法
避難上必要な施設及び防火戸の管理 （規則第51条の14第1項第5号）	1 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設及び防火戸の管理及び防火戸の管理の状態を目視により確認すること。 2 防災管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設及び防火戸の管理の実施の状況について確認すること。	1 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設において、避難の支障となる物件が放置され、又はみだりに存置されないよう管理されていること。 2 防火戸についてその閉鎖の支障となる物件が放置され、又はみだりに存置されないよう管理されていること。

別記様式第 1

防災管理点検結果報告書					
					年 月 日
東京消防庁 消防署長 殿 管理権原者 住 所 _____ 氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） _____ 電話番号 _____					
下記のとおり防災管理対象物の防災管理点検を実施したので、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。 記					
防 災 管 理 対 象 物	所 在 地				
	名 称				
	複数権原の場合に 管理権原に属する 部分の名称				
	用 途※ ¹		令別表第1※ ¹	() 項	
	構 造 ・ 規 模	造 地上 階 地下 階			
		床面積	m ²	延べ面積	m ²
点 検 実 施 日		年 月 日			
点 検 者	住 所	電話番号			
	氏 名				
	免 状	講習機関名	免状交付年月日	免状交付番号	有効期限
			年 月 日	第 号	年 月 日
受 付 欄※ ²		経 過 欄※ ²		備 考※ ²	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※1欄は、複数権原の場合にあつては管理権原に属する部分の情報を記入すること。

3 ※2欄は、記入しないこと。

別記様式第2

(その1)

防 災 管 理 点 検 票

防 災 管 理 者						
立 会 者						
点 検 年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日				
防災管理維持台帳		記録の有無 ☐ 有・ ☐ 一部有・ ☐ 無		保存の有無 ☐ 有・ ☐ 一部有・ ☐ 無		
防 災 管 理 対 象 物 の 概 要	階 別 概 要 (号 棟)	事項 階別	用 途	床 面 積	点検する部分 の床面積	備 考
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		合 計		m ²	m ²	
備 考						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 防災管理維持台帳の欄は、該当する□にレ点を記入すること。

(その2)

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
届 出	防災管理者選任(解任)	☐ 適		
		☐ 否		
	消 防 計 画 作 成 (変 更)	☐ 適		
		☐ 否		
	自 衛 消 防 組 織 の 設 置	☐ 適		
		☐ 否		
消 防	自 衛 消 防 の 組 織	☐ 適		
		☐ 否		
	避難施設の維持管理及びその案内	☐ 適		
		☐ 否		
	収 容 人 員 の 適 正 化	☐ 適		
		☐ 否		
	防災管理上必要な教育	☐ 適		
		☐ 否		
	避難訓練その他必要な訓練	☐ 適		
		☐ 否		
	関 係 機 関 と の 連 絡	☐ 適		
		☐ 否		
	訓 練 結 果 の 検 証 及 び 消 防 計 画 の 見 直 し	☐ 適		
		☐ 否		
	防災管理に関し必要な事項	☐ 適		
		☐ 否		
	地 震 発 生 時 の 被 害 想 定 及 び 対 策	☐ 適		
		☐ 否		
	地震対策のための自主検査	☐ 適		
		☐ 否		
	地震対策のための設備及び 資機材の点検並びに整備	☐ 適		
		☐ 否		
	備品の落下、転倒及び 移動の防止措置	☐ 適		
		☐ 否		
	地震発生時の応急措置	☐ 適		
		☐ 否		
	地震対策に関し必要な事項	☐ 適		
		☐ 否		
	特殊な災害の発生時の 通報連絡及び避難誘導	☐ 適		
		☐ 否		
	特殊な災害の対策 に関し必要な事項	☐ 適		
		☐ 否		

計

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。

3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。

4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その3)

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
届 出	統 括 防 災 管 理 者 選 任 （ 解 任 ）	☐ 適		
		☐ 否		
	全 体 に つ い て の 消 防 計 画 作 成 （ 変 更 ）	☐ 適		
		☐ 否		

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
避 難 上 必 要 な 施 設 及 び 防 火 戸 の 管 理		☐ 適		
		☐ 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。